

手当金の減額について

疾病発生農場において、飼養衛生管理基準の不遵守・早期通報違反・虚偽報告等、発生やまん延防止のために必要な措置を講じなかった場合、手当金・特別手当金を減額して交付。
発生時の状況について精査し、外部有識者の見解を踏まえて減額率を決定。
これまでの豚熱発生事例では、減額率は**2%~24%**だが、**減額率に上限はない**。

【主な減額理由】

○飼養衛生管理基準違反

- ・衛生管理区域**専用の衣服・靴の着用**等の交差汚染防止対策**不徹底**
- ・衛生管理区域に**乗り入れた車の車内**における交差汚染防止対策**不徹底**
- ・**谷の水**を使用する際の**消毒の不徹底**
- ・畜舎に**出入りする際の手指消毒（手袋交換）の不徹底**
- ・家畜の**畜舎間移動時の通路の消毒不徹底**
- ・畜舎に**重機・一輪車等**を持ち込む際の**消毒の不徹底**

○早期通報違反

- ・死亡頭数の増加などの異常が確認されていたにもかかわらず、家畜保健衛生所への**通報が遅延**

○虚偽報告

- ・早期発見・まん延防止のために家畜保健衛生所が実施する報告徴求の際に、**虚偽の報告**を実施